

議案第 6 号

第 6 次木古内町振興計画の基本構想の策定について

第 6 次木古内町振興計画の基本構想を別紙のとおり策定したので、木古内町振興計画の策定に関する条例（平成 24 年条例第 22 号）第 6 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 12 月 18 日提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

# 基　本　構　想

## 〔第1章〕まちづくりの基本理念と目標

### ○まちづくりの基本理念

#### 「協働」

～ともに語り、ともに行動するまちづくり～

木古内町は、第5次木古内町振興計画を策定して以来、「ともに語り、ともに行動するまちづくり」を基本理念として、住民参画型の地域づくりを目指してきました。

今後も、行政と住民が協働する中で、各々の役割分担を明確にしながら、地域の将来を考え、行動する「住民協働のまちづくり」を推進していくために、第5次木古内町振興計画を踏襲し「ともに語り、ともに行動するまちづくり」を基本理念とし、木古内町に真に必要なことを「協働」により見極めながら「木古内らしさ」「木古内ならでは」のまちづくりを進め、「住みたい、住み続けたいまち木古内」を目指します。

その実現のため、生涯を通して学ぶことができる環境づくりを進めることにより、豊かな知性と創造力を兼ね備えた人材の育成を図ります。

また、木古内町は高齢化率が40%を超える超高齢化時代を迎えており、少子高齢化は今後さらに進むことが予想されます。子どもから高齢者まで、心身ともに充実した生活を送ることができるよう、医療・保健・福祉の密接な連携により子育て支援体制と地域包括ケアシステムの充実を図ります。

木古内町はこれまで基幹産業である一次産業の振興を中心として、地域資源や自然環境などを活用し、様々な施策を展開しながら、官民一体となり財政の健全化に取り組んできました。

これから10年間は、平成27年度の北海道新幹線木古内駅開業を契機として、地域経済の停滞や過疎化などの様々な課題を解決するため、広域観光等による地域経済の活性化や移住・定住の促進など、積極的な施策を展開していきます。

そして誰もが安心して働き、暮らしていけるまちにするために、産業基盤の充実と快適な生活環境の整備を進めます。各産業の発展に向け、交通の要衝という恵まれた環境を生かしたまちづくりを進めるとともに、防災体制の強化を図ることにより、災害に強いまちづくりを進めます。

これからも、住んでいるみなさんが自らの暮らしや地域の将来を考え、まちづくりに意欲をもって参加していくことで、活力と元気に満ち溢れ、将来に希望や生きがいを持ち続け、笑顔で暮らしていける北の大地の福祉都市『きこない』の創造を目指します。

## ○まちづくりの目標

活力と元気に満ち溢れ、

生涯にわたり希望や生きがいを持ち続けられる

北の大地の福祉都市『きこない』

## [第2章] 基本構想の展開

### 1 福祉・医療・保健

高齢者福祉 介護福祉 地域福祉 家庭 児童福祉（父子・母子福祉）  
障がい者福祉 保健 疾病予防 地域医療

#### ○基本テーマ

##### 地域住民が支え合う生きがいある福祉づくり

町民だれもが生涯を通じて、心身ともに健康でいきいきとした生活が送れるよう、地域住民と行政が協働して福祉のまちづくりを目指します。

高齢者が住み慣れた地域で元気に安心して暮らし続けられるよう、生活支援体制の強化を図るとともに、生きがいづくりと介護予防を推進します。

子育て家庭への支援に努めるとともに、子どもたちが健やかに成長できる子育て環境づくりを進めます。

障がい者が地域社会の中で自立した生活を確立できるよう、支援体制の整備を図ります。

健康管理センターや国民健康保険病院を核とし、子どもから高齢者まで全ての町民の健康づくりを推進するため、保健・医療サービスの充実を図ります。

#### ○基本目標

1) 高齢者がいきいきと安心して暮らせるまちづくり

2) みんなで支え合うまちづくり

3) 安心して子育てができるまちづくり

4) 障がい者が自立して暮らせるまちづくり

5) だれもが健康に暮らせるまちづくり

6) いつでも必要な医療が受けられる安心なまちづくり

## 2 教育・文化

生涯学習 学校教育 社会教育（幼児・家庭・青少年・成人・高齢者教育）芸術・文化・スポーツ・レクリエーション

### ○基本テーマ

#### 歴史と文化に育まれた未来をひらく人づくり

子どもの豊かな心とたくましく生きる力を育むため、地域と連携した個性ある学校づくりを進め、一人ひとりの個性を伸ばすきめ細かな教育を推進します。また、家庭・学校との連携を図り、地域住民の協力を得ながら、子どもたちが基本的な生活習慣や社会性を身に付けられるよう、広く社会で子育てする環境整備を進めます。

人格形成の基礎を築く幼児教育、人間性豊かにたくましく次代を担うための青少年教育、これと密接に関連する家庭教育を一体的に推進し、地域の文化と風土に根ざした豊かな人間形成に努めます。また、成人や高齢者の多様なニーズに合わせた学習機会や情報の提供を行い、生涯学習推進体制の充実を図ります。

これまで地域で育まれてきた様々な芸術・伝統文化を後世に継承するため、後継者の育成や専門知識を持つ人材の確保に努めます。

生涯にわたり明るく健康な生活を送るためにも、多くの町民が気軽にスポーツを楽しめるような環境や施設の整備を進めます。

### ○基本目標

- 1) 学びの環境にあふれたまちづくり
- 2) 生きる力のある子どもをはぐくむまちづくり
- 3) 感性豊かな子どもをはぐくむまちづくり
- 4) 思いやりのある青少年を育てるまちづくり
- 5) スポーツと文化・芸術活動が盛んなまちづくり
- 6) 歴史と文化を大切にするまちづくり

### 3 産業・観光

農業 林業 水産業 商業 建設 工業 観光 就労と雇用

#### ○基本テーマ

##### 新幹線を活かした活気ある産業づくり

町が発展するためには、地域産業の活性化が重要な課題となることから、農林水産業や商工業等の振興を図るために必要な施策を積極的に展開します。

北海道新幹線の開業で交通の要衝という立地条件をこれまで以上に活かす中で、観光交流センターを中心に広域観光や体験観光などの観光産業の振興を図りながら、一次産業生産品の高付加価値化や商店街の活性化に取り組み、農林水産業や商工業などの全ての産業の振興につなげていきます。

産業の振興により新たな意欲を生み出すことで、各産業におけるリーダーや後継者の育成を図るとともに、起業意識を醸成し、第1次産業の6次化など、地域経済循環型の産業施策を推進します。

高速交通網の拠点という恵まれた立地環境を活かし、企業誘致を進め雇用の場の確保を図ります。

#### ○基本目標

- 1) 農林水産業が盛んなまちづくり
- 2) 後継者が育つ魅力ある産業づくり
- 3) 商工業活動が活発なまちづくり
- 4) 観光の魅力にあふれたまちづくり
- 5) 企業誘致による安定した雇用の場づくり
- 6) 安心して働ける環境づくり

## 4 生活環境・交通

土地利用 住環境 公共交通網 道路 上・下水道 環境衛生  
環境美化 国土保全 消防と救急 防災 交通安全・防犯 消費生活

### ○基本テーマ

#### 安心と安全で快適に暮らせる環境づくり

環境問題を住民一人ひとりが自らの問題として捉え、ゴミの減量化やリサイクルなどをより一層進めることにより、自然環境に負荷を与えない持続可能な資源循環型社会の形成を進めます。

住み良い住環境確保を図るため、道路網の整備、良好な公営住宅の整備、公共交通網の整備、上・下水道整備などの環境整備を充実させます。

日常生活の安全を確保するため、災害に強いまちづくりを進めるとともに、災害時に迅速に対応できるよう、防災体制の整備を進めます。

また、消防・救急体制の充実と強化を図るとともに、交通事故や犯罪の防止に努め、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

土地利用は、住民総意に基づいた町の方向性を定めて、産業や生活形態の特性を活かして計画的に取り組みます。

### ○基本目標

- 1) 風土・文化・歴史と調和したまちづくり
- 2) 住環境が整った暮らしやすいまちづくり
- 3) 交通の要衝にふさわしいまちづくり
- 4) 道路環境が快適なまちづくり
- 5) 安全で安定した水の供給と自然環境を保全するまちづくり
- 6) 消防・救急体制が整った頼れるまちづくり
- 7) 災害に強いまちづくり
- 8) 交通事故や犯罪のない安全・安心なまちづくり
- 9) 安心して消費生活が送れるまちづくり

## 5 行財政・住民参加

行政運営 財政運営 住民参加・協働 広域行政

### ○基本テーマ

#### 協働と共有で信頼される行政システムづくり

町民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めていくため、積極的な情報提供による情報の共有を図り、ともに考え方行動していく機会の拡充と体制の構築に努めます。

厳しい財政状況の中で安定した行政サービスを継続して提供するため、住民ニーズを的確に把握し、必要性と優先度を考慮し事業を展開するとともに、事務・事業の広域行政化を推進することにより、効率的な行財政運営に努めます。

親しみと信頼が持てる役場づくりは、ともにまちづくりを進めていく上で欠かせないものです。研修機会の充実により、職員の能力開発や意識向上を図るとともに、町の組織内での横のつながりを強化し、多様化する行政需要にすばやく対応できる組織体制づくりを進め、住民サービスの充実を図ります。

### ○基本目標

1) 住民と行政が協働するまちづくり

2) 効率的で健全な行財政運営

3) 広域による効率的な行政づくり

4) 親しみと信頼が持てる役場づくり

議案第 7 号

木古内町定住自立圏形成協定の議決に関する条例制定について

木古内町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 25 年 12 月 18 日提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

## 木古内町定住自立圏形成協定の議決に関する条例

定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又はこれを廃止する旨の通告は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定  
について

延滞金の利率見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 25 年 12 月 18 日提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

## 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(木古内町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部改正)

第1条 木古内町税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和36年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、収入金の額が2,000円以上であるときは（1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）年14.6%の割合をもって」を削り、「日数によって」を「日数に応じ、木古内町税条例（昭和31年条例第15号）に規定する延滞金の計算に準じて」に改める。

(木古内町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 木古内町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて」を「木古内町税条例（昭和31年条例第15号）に規定する延滞金の計算に準じて」に改める。

附則第4項を次のように改める。

### 4 削除

(木古内町介護保険条例の一部改正)

第3条 木古内町介護保険条例（平成12年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「当該金額につき年10.75パーセントの割合をもって」を「木古内町税条例（昭和31年条例第15号）に規定する延滞金の計算に準じて」に改める。

(木古内町下水道事業受益者負担金条例の一部改正)

第4条 木古内町下水道事業受益者負担金条例（平成16年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「年14.5パーセント」の次に「（その納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）」を加える。

### 附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

議案第 9 号

住所表示の変更に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

住所表示の変更に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 25 年 12 月 18 日提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

## 住所表示の変更に伴う関係条例の整備に関する条例

(木古内町大平団地集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 木古内町大平団地集会所の設置及び管理に関する条例（平成8年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「番地の」を「番地」に改める。

(鶴岡多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鶴岡多目的集会施設の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「番地の」を「番地」に改める。

(札苅多目的活性化施設設置条例の一部改正)

第3条 札苅多目的活性化施設設置条例（平成13年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「番地の」を「番地」に改める。

(木古内町地域活性化施設設置条例の一部改正)

第4条 木古内町地域活性化施設設置条例（平成15年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「番地の」を「番地」に改める。

(大平ふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 大平ふれあい公園の設置及び管理に関する条例（平成14年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「番地の」を「番地」に改める。

(みそぎ公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 みそぎ公園の設置及び管理に関する条例（平成25年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「番地の」を「番地」に改める。

(木古内町会館条例の一部改正)

第7条 木古内町会館条例（昭和58年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「番地の」を「番地」に改める。

(木古内町福祉の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 木古内町福祉の家の設置及び管理に関する条例（平成7年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「番地の」を「番地」に改める。

(木古内町生活改善センター条例の一部改正)

第9条 木古内町生活改善センター条例(昭和45年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「番地の」を「番地」に改める。

(木古内町在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 木古内町在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例(平成12年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条中「番地の」を「番地」に改める。

(木古内町在宅福祉複合施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 木古内町在宅福祉複合施設の設置及び管理に関する条例(平成12年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「番地の」を「番地」に改める。

(木古内町高齢者交流センター設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 木古内町高齢者交流センター設置及び管理に関する条例(平成18年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「番地の」を「番地」に改める。

(木古内町健康管理センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 木古内町健康管理センターの設置及び管理に関する条例(平成7年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「番地の」を「番地」に改める。

(木古内町墓地設置及び管理条例の一部改正)

第14条 木古内町墓地設置及び管理条例(平成5年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「番地の」を「番地」に改める。

(木古内町下水道終末処理場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 木古内町下水道終末処理場の設置及び管理に関する条例(平成18年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「番地の」を「番地」に改める。

(木古内町農業研修センター条例の一部改正)

第16条 木古内町農業研修センター条例(昭和58年条例第16号)の一部を次のよう

に改正する。

第2条中「番地の」を「番地」に改める。

(木古内町農作業準備休憩施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 木古内町農作業準備休憩施設の設置及び管理に関する条例(平成11年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「番地の」を「番地」に改める。

(鶴岡農村公園設置条例の一部改正)

第18条 鶴岡農村公園設置条例(平成9年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「番地の」を「番地」に改める。

(佐女川農村公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第19条 佐女川農村公園の設置及び管理に関する条例(平成12年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条中「番地の」を「番地」に改める。

(木古内町林業研修センターライブラリーセンター条例の一部改正)

第20条 木古内町林業研修センターライブラリーセンター条例(昭和58年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「番地の」を「番地」に改める。

(木古内町みこしの家条例の一部改正)

第21条 木古内町みこしの家条例(平成3年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「番地の」を「番地」に改める。

(木古内町駐車場設置条例の一部改正)

第22条 木古内町駐車場設置条例(平成12年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「番地の」を「番地」に改める。

(木古内町病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第23条 木古内町病院事業の設置等に関する条例(昭和43年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「番地の」を「番地」に改める。

(木古内町病院事業保育室条例の一部改正)

第24条 木古内町病院事業保育室条例(平成3年条例第5号)の一部を次のように改正

する。

第2条中「番地の」を「番地」に改める。

(木古内町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第25条 木古内町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例(平成13年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「番地の」を「番地」に改める。

(別表) 中「番地の」を「番地」に改める。

(木古内町立学校設置条例の一部改正)

第26条 木古内町立学校設置条例(昭和62年条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「番地の」を「番地」に改める。

(木古内町立学校給食センター条例の一部改正)

第27条 木古内町立学校給食センター条例(昭和42年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「番地の」を「番地」に改める。

(木古内町公民館条例の一部改正)

第28条 木古内町公民館条例(昭和53年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中「179の1番地」を「179番地1」に改める。

(木古内町民プール条例の一部改正)

第29条 木古内町民プール条例(昭和47年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中「179の1」を「179番地1」に改める。

(木古内町ファミリースポーツセンター条例の一部改正)

第30条 木古内町ファミリースポーツセンター条例(昭和50年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「番地の」を「番地」に改める。

(木古内町野球場条例の一部改正)

第31条 木古内町野球場条例(昭和59年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中「番地の」を「番地」に改める。

(木古内町テニスコート設置条例の一部改正)

第32条 木古内町テニスコート設置条例(昭和61年条例第16号)の一部を次のよう

に改正する。

第2条中「番の」を「番地」に改める。

(木古内町山村広場設置条例の一部改正)

第33条 木古内町山村広場設置条例(昭和60年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中「番地の」を「番地」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成26年3月15日から施行する。

同意案第 1 号

被表彰者の決定について

木古内町表彰条例（昭和 44 年条例第 23 号）第 5 条ただし書の規定により、被表彰者を決定するため、議会の議決を求める。

自治功労者

なかむら たかゆき  
中 村 孝 幸 昭和 37 年 4 月 26 日（満 51 歳）

木古内町字木古内 12 番地の 2

平成 25 年 12 月 18 日提出  
木古内町長 大森 伊佐緒